

平成 2 6 年

第 4 回 定 例 市 議 会

議 案 書

(1 1 月 2 8 日 追 加 提 出)

阿 久 根 市

付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
6 1	市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
6 2	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	4
6 3	平成 2 6 年度阿久根市一般会計補正予算（第 7 号）	別 冊

議案第 6 1 号

市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長及び議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和41年阿久根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与に関する条例(昭和41年阿久根市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成23年阿久根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第6条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の教育長の給与に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の教育長の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 6 2 号

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 3 6 5 号）が公布されたことに伴い，出産育児一時金の支給額を改正するため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険条例（昭和35年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市国民健康保険条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。